

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

荷捌き作業実施時間の変更により、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準となる時間帯が変わります。

規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター